

ID: 187

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	危険物施設の完成検査前検査		
法令名 根拠条項	消防法 第11条の2第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】	<p>法第11条の2第1項の規定による。</p> <p>第11条の2 政令で定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について前条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては、同条第5項の完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの(以下この条及び次条において「特定事項」という。)が第10条第4項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならない。</p> <p>消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日